

厚真町避難行動要支援者避難支援計画

令和5年2月

厚真町防災会議

目 次

第1章 基本的な考え方	1
第1 経緯	1
第2 目的	1
第3 計画の位置付け	1
第4 用語の定義	1
第5 避難支援計画の構成	2
第6 推進体制等	2
第2章 避難行動要支援者名簿の作成等	4
第1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	4
第2 要配慮者の把握	4
第3 要支援者名簿の作成	5
第4 要支援者名簿の更新と情報の共有	5
第5 要支援者名簿情報の外部提供	6
第3章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用	8
第1 避難のための情報伝達	8
第2 避難行動要支援者の避難支援	8
第3 避難行動要支援者の安否確認の実施	11
第4 避難所・避難路	11
第5 避難所での避難行動要支援者への対応	11
第4章 個別避難計画の策定	12
第1 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の策定	12
第2 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング	13
第3 個別避難計画の更新	13
第4 個別避難計画情報の提供の在り方	14
第5 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮	14
第6 地区防災計画等との連携	14

第5章 避難行動要支援者の避難支援	15
第1 基本的な考え方	15
第2 避難支援等関係者による避難行動要支援者への支援要領	15
第6章 避難行動支援に係る共助力の向上	16
第1 避難支援体制	16
第2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施	16
第3 避難行動支援に係る地域づくり	17
第4 民間団体等との連携	17
第5 防災訓練	17
様式集	19
別紙第1 「厚真町避難行動要支援者名簿（様式第1号）」	20
別紙第2 「厚真町避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書（様式第2号）」	21
別紙第3 「厚真町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書（様式第3号）」	23
別紙第4 「厚真町避難行動要支援者個別避難計画（様式第4号）」	24

第1章 基本的な考え方

第1 経緯

近年の自然災害においては多発・激甚化する傾向にあり、これらの災害において多くの高齢者や障がい者の方などが犠牲となっている。災害発生時に自力では避難することが困難な方など、誰一人取り残さない避難・避難支援の重要性が喫緊の課題となっている。高齢化が進む本町においても平成30年北海道胆振東部地震において甚大な被害を受け、高齢者等の方々が多く被災していることも記憶に新しいものである。

平成23年3月11日の東日本大震災において東北地方を中心に甚大な人的被害が発生し、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと推計されている。また支援者であった消防職員・消防団員及び民生委員の多数が犠牲になった。この東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化された。

近年の災害では、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され市町村に避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化されることとなった。

第2 目的

厚真町災害時避難行動要支援者避難支援計画（以下、「避難支援計画」という。）は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」に基づき、本町における避難行動要支援者の避難支援について、基本的な考え方や推進要領等を明らかにして、住民による自助・共助と本町の公助が互いに連携し、災害発生時等の避難支援等を実効性ある避難支援体制の構築など、地域における安心・安全を確立していくことを目的とする。

第3 計画の位置付け（地域防災計画との関係）

避難支援計画は、災害対策基本法第42条に基づき策定された「厚真町地域防災計画」における避難行動要支援者名簿の作成及び避難時の支援等について、対策を具体化するために厚真町地域防災計画の下位計画として策定するものである。

第4 用語の定義

1 要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

2 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（災害対策基本法第49条の10）

3 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害対策基本法第49条の11第2項に「消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されている機関等をいう。

4 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者を登録した名簿のことをいう。

5 個別避難計画

個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿に登録されている者で、避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画のことをいう。

第5 避難支援計画の構成

避難支援計画は、具体的な推進要領等を定めた本計画及び避難行動要支援者一人ひとりの避難計画を定めた個別避難計画により構成する。

1 避難支援計画

避難支援計画は、避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制、避難行動要支援者名簿の作成・更新や災害発生時の対応及び個別避難計画の作成要領等の基本的な事項について定めるものである。

2 個別避難計画

個別避難計画は、本避難支援計画に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに対し避難支援等関係者、ボランティア等による避難支援要領等をより具体的に計画・作成する。

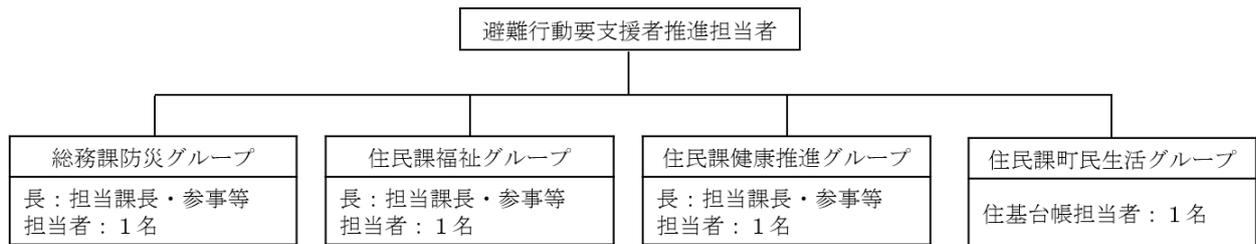
第6 推進体制等

1 避難行動要支援者推進担当者

町は、避難行動要支援者の避難支援業務に関して、庁内の関係部署間の連携・調整を図りながら、避難行動要支援者対策を推進する。

このため、住民課福祉グループ、住民課健康推進グループ、住民課町民生活グループ及び総務課防災グループ内に避難行動要支援者推進担当者（以下「推進担当者」という。）をおくものとする。

この際、推進担当者は、各所属の長及び各所属の長が担当者を1名（町民生活グループは住基台帳担当者のみ）指名するものとする。



2 避難行動要支援者推進協力者（以下「推進協力者」という。）

町は、避難行動要支援者の避難支援業務に関して、部内外関係協力団体・協力者等の支援を受けながら、要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに避難支援等に係る避難行動要支援者対策を推進する。

- (1) 自治会・自主防災組織
- (2) 厚真町社会福祉協議会（地域包括支援センター）
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 介護支援専門員（ケアマネージャー）
- (5) 相談支援専門員

3 避難行動要支援者推進担当者調整会議

- (1) 町は、災害時における避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、避難行動要支援者推進連携調整会議を設置する。
- (2) 会議は、避難行動要支援者推進担当者で構成し、次の内容について所掌する。
 - ア 要支援者名簿及び個別避難計画の作成・見直し、運用等に関すること。
 - イ 要支援者名簿及び個別避難計画作成等の啓発に関すること。
 - ウ 災害時における避難行動要支援者の支援体制に関すること。
 - エ その他、避難行動要支援者に係る必要な事項等に関すること。

4 避難行動要支援者推進連携会議

- (1) 町は、災害時における避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者推進連携会議を設置する。
- (2) 会議は、避難行動要支援者推進担当者及び避難行動要支援者推進協力者で構成し、次の内容について所掌する。
 - ア 要支援者名簿及び個別避難計画の作成等の啓発に関すること。
 - イ 要支援者名簿及び個別避難計画作成及び作成に係る情報の収集等に関すること。
 - ウ 災害時における避難行動要支援者の支援に要領等に関すること。
 - エ 提供された要支援者名簿及び個別避難計画情報の取扱い・守秘義務等に関すること。
 - オ その他、避難行動要支援者の避難支援に係る必要な事項等に関すること。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

第1 要支援者名簿に掲載する者の範囲

- 1 介護保険における要介護認定3以上
 - 2 身体障害者手帳を有する者で次のいずれかに該当する者
 - (1) 視覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - (2) 聴覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - (3) 内部機能障害（免疫機能障害を除く。）にあつては、1級、2級又は3級
 - (4) 上肢、下肢又は体幹機能の障害にあつては、
 - 3 療育手帳を有する者で重度A基準の者
 - 4 精神障害者保健福祉手帳を有する者で1級の者
 - 5 難病患者
 - 6 高齢者のうち、80歳以上独り暮らしの者及び80歳以上の者のみで構成される世帯
 - 7 自治会・民生委員・介護支援専門員・相談支援専門員など避難支援関係者となる者が支援の必要を認めた者
 - 8 その他町長が認めた者
- ※ 施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む。）とする。

第2 要配慮者の把握

- 1 町は、災害対策基本法第49条の10「避難行動要支援者名簿の作成」に基づき、災害時における避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、住民課福祉グループ及び健康推進グループが把握・所有する要配慮者の情報に、住民課町民生活グループが所有する住基台帳情報及び総務課防災グループが収集する難病患者情報等を合わせ、住民課福祉グループが整理集約して要支援者名簿を作成する。
- 2 要支援者名簿に掲載する個人情報の収集・把握及び担当部署

	把握要領	担当部署
①	要介護者に関する情報は、要介護認定情報等により把握	住民課福祉G
②	障害者に関する情報は、各種障害者手帳台帳の障害程度区分により把握	住民課福祉G
③	難病患者に関する情報は、北海道知事その他の者に対して情報提供を求める等により把握	総務課防災G
④	妊婦及び子どもに関する情報は、母子手帳の発行状況や住民基本台帳を活用する等により把握	住民課健康推進G
⑤	80歳以上の一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者に関する情報は、住民基本台帳を活用する等により把握	住民課町民生活G 住民課福祉G

⑥	厚真町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員などの各相談員などからの情報収集により把握	住民課福祉G 住民課健康推進G
⑦	自主防災組織・自治会などからの情報収集により把握	総務課防災G
備考	要支援者名簿の作成にあたり難病患者に係る情報等、町が把握していない情報の取得が必要な場合は、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき、北海道知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。	

第3 要支援者名簿の作成

町は、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

- 1 要支援者名簿の作成は、各担任部署で収集・把握した要配慮者の情報を集約し、総務課防災グループが作成する。
- 2 要支援者名簿に掲載する個人情報の内容
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は現居住地
 - (5) 電話番号その他の連絡先
 - (6) 避難支援等を必要とする事由
 - (7) 上記のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 要支援者名簿の控え（予備手段）

町は、災害発生時の停電対策及び本部機能の移転等に備え、バックアップとして電子媒体での管理とは別に、紙媒体での名簿を作成し、最新の情報で管理しておくものとする。

4 要支援者名簿の様式

様式集 別紙第1「厚真町避難行動要支援者名簿（様式第1号）」

第4 要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうることから、要配慮者の収集・把握する各担任部署は、次のとおり避難行動要支援者（要配慮者）の情報把握に努めるものとする。

- (1) 定期更新として、毎年6月1日を基準に要支援者名簿を更新する。
- (2) 町に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定、障がい児通所支援等の給付決定等を受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を認知・把握した場合は、適時、住民課福祉グループに通報し、情報の共有を図り、通報を受けた住民課福祉グループは、要支援者名簿の更新・新規登録の処置を行うものとする。

- (3) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合は、要支援者名簿から削除する。なお、「住所」については、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所には限定されない。
- (4) 避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も要支援者名簿から削除する。
- (5) 社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画等の避難支援対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに要支援者名簿に登録して避難支援に切れ目が生じないように留意するものとする。
- (6) 情報の共有
避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を推進担当者及び推進協力者並びに避難支援等関係者間で共有する。
また、転居や入院により要支援者名簿から削除された場合、総務課防災グループは該当者の要支援者名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知するものとする。

第5 要支援者名簿情報の外部提供

要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供・共有されることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等に結び付くため、町は避難行動要支援者の要支援者名簿情報について厚真町地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

1 避難支援等関係者となるもの

- (1) 消防機関
- (2) 警察機関
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 自治会・自主防災組織
- (6) 事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる団体

2 避難行動要支援者の外部提供への同意

- (1) 避難支援等関係者に平常時から要支援者名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要である。このため、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問などにより趣旨や内容の説明など直接的に働きかけを行い要支援者名簿情報の外部提供への同意を得るものとする。
- (2) 同意は、本人が実質的に同意していると判断できることが必要となることから、書面によるものとする。
この際、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意した結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿の外部提供を行うものとする。
- (3) 避難行動要支援者名簿の外部提供への同意
様式集 別紙第2「厚真町避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書（様式第2号）」

3 要支援者名簿情報の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置

町は要支援者名簿情報の提供の際は、次のとおり情報の漏えい防止のための措置を行うものとする。

(1) 要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

(2) 町の一地区の自治会及び自主防災組織に対して町内全体の要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないものとする。

ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることの説明を十分に行うものとする。

エ 避難支援等関係者に対し、旋錠可能な場所へ要支援者名簿の保管を行うよう指導するものとする。

オ 避難支援等関係者に対し、受け取った要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

カ 要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ 避難支援等関係者に対し、必要に応じて名簿情報の取扱状況を報告させるものとする。

ク 平常時から要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に要支援者名簿の返却を求め確実に廃棄するものとする。

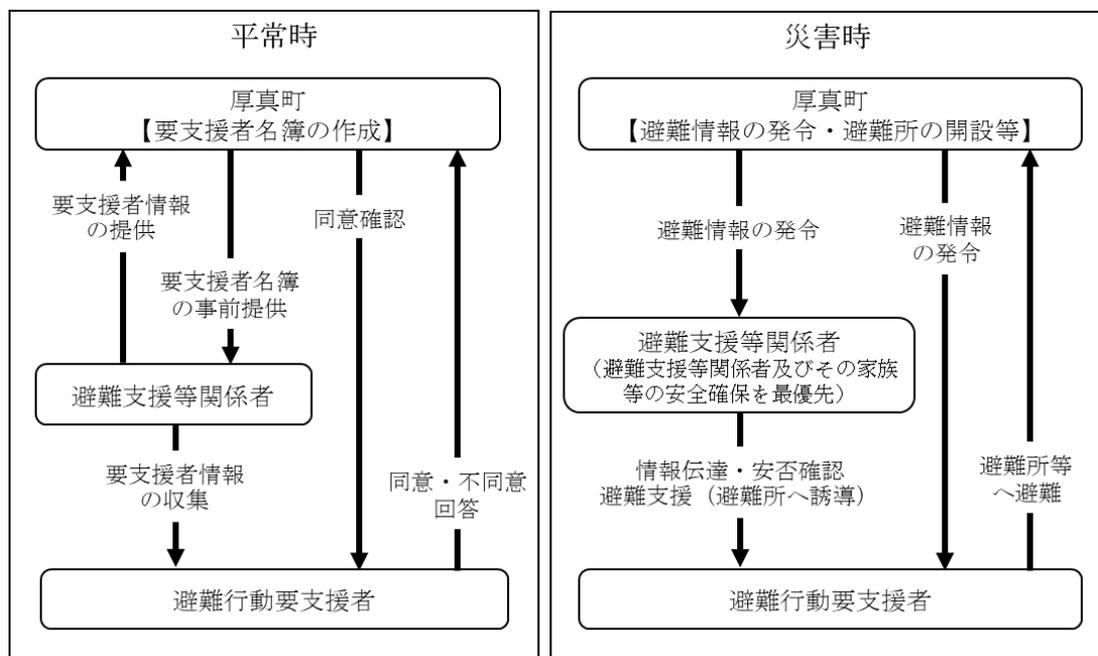
ケ 避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催するものとする。

(4) 要支援者名簿の提供に係る覚書の締結

町は避難支援等関係者に対し、要支援者名簿を提供する際は名簿の取扱いに関する覚書を締結するものとする。

様式集 別紙第3「厚真町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書（様式第3号）」

(5) 避難支援等の体制・活動フロー図



第3章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

第1 避難のための情報伝達

1 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

町は、自然災害等発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、避難に関する情報を適時適切に発令して避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難行動が行うことができるように努めるものとする。

2 町は、安全確実な避難情報の発令・伝達ができるように多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。

この際、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報の伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるようにする。

3 多様な手段の活用による情報伝達

- (1) 災害時、特に津波警報の発表時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるように各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話等を活用した緊急速報メールの活用など、複数の手段を組み合わせることに着意する。
- (2) 避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。このため、多様な情報伝達手段を用いることによる避難支援等関係者の負担軽減にもつながることから、多様な情報伝達手段の確保に着意する。

情報伝達手段（例）	
○ 防災行政無線（戸別受信機）	○ 緊急速報メール
○ テレビ・ラジオ	○ 町公式ホームページ
○ 町公式SNS（LINE、Facebook）	○ FAX
○ 広報車	○ メールングリスト
○ 個別訪問 など	

4 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達は、厚真町地域防災計画に基づき、救護対策部救護班の福祉担当が行うものとする。

第2 避難行動要支援者の避難支援

1 要支援者名簿の活用方法

要支援者名簿は、避難支援、安否確認、発災後の生活支援等の用途があり、そうした用途を踏まえ、状況に応じて適切に活用することが重要である。

2 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から要支援者名簿情報を提供することに同意を得られた場合の避難支援については、要支援者名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

3 避難支援等関係者への依頼事項

避難支援等関係者は、把握する地域の避難行動要支援者に対し、声掛けや見守りを通じて避難行動要支援者との信頼関係を醸成する。また、日頃の活動の範囲で地域の避難支援等関係者が互いに連携・協力を努めるものとする。

4 避難支援等関係者の安全確保の措置

- (1) 避難支援については避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うものとする。
- (2) 地域において、避難の必要性や要支援者名簿の意義、在り方を自治会及び自主防災組織の関係者に説明するとともに、地域の避難支援等関係者の安全確保の措置について決めておくものとする。
- (3) 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知しておくことが重要である。その上で、ひとり一人の避難行動要支援者に要支援者名簿制度の活用や意義について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることも理解してもらうよう周知を図るものとする。
- (4) 消防団が行う避難誘導等の活動に携わる団員の安全を確保するため、活動可能時間を定め、要支援者名簿に基づく避難支援をする者の安全を図るものとする。
- (5) 要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が災害時において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき、損害補償の対象となる。

5 要支援者名簿情報の提供を受けたものに係る守秘義務の考え方

要支援者名簿情報の提供を受けたものが、災害時に避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に要支援者名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由に該当する」と考えられるため、災害対策基本法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に要支援者名簿情報を提供することは、「正当な理由に該当しない」となるため厳に注意を要する。

6 要支援者名簿の活用による避難支援

(1) 不同意を含む支援者名簿の提供

災害時において避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に要支援者名簿情報を提供できる。（災害対策基本法49条の11第3項）

そのため、町は避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のロードタイムのある災害において、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、必要かつ可能な範囲で支援を行うよう協力を求め、要支援者名簿を提供するものとする。

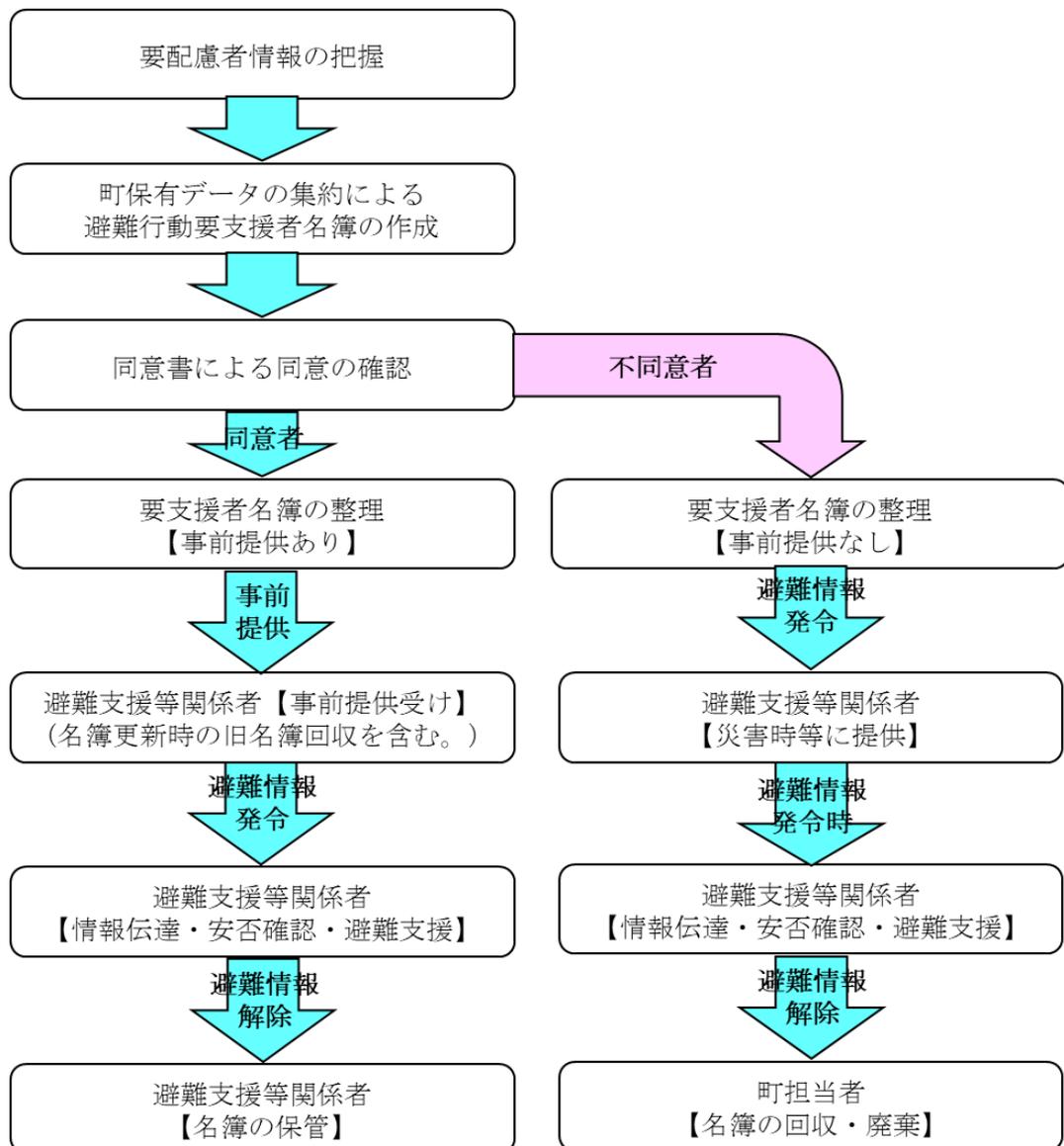
(2) 不同意を含む要支援者名簿の提供先

厚真町地域防災計画で定める「避難支援等関係者」のほか、避難支援等の実施に必要な限度で、「その他の者」として、災害発生後に派遣された自衛隊の部隊や他の都府県警察からの応援部隊、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため福祉事業者、障がい者団体等に必要かつ可能な範囲で要支援者名簿情報の提供を行うものとする。

(3) 不同意者を含む要支援者名簿の情報漏えい防止

発災時に本人の同意の有無に関わらず、緊急に要支援者名簿情報を提供する場合、あらかじめ厚真町地域防災計画において定める避難支援等関係者のみならず、平常時から要支援者名簿情報を保有していない者に対しても要支援者名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう第2章5(3)項「要支援者名簿情報の提供に際しての情報漏えい防止するための措置」の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 避難行動要支援者の避難支援に係る要支援者名簿の情報管理



第3 避難行動要支援者の安否確認の実施

- 1 安否確認を行う際に、要支援者名簿を有効に活用するものとする。
- 2 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障がいにより発災時は支援が必要になることも想定される。このような状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。
そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めるものとする。
- 3 安否確認を外部に委託する場合には、要支援者名簿が悪用されないよう、福祉事業者、障がい者団体、民間企業や団体等と災害発生前に協定を締結しておくように努めるものとする。

第4 避難所・避難路

- 1 避難所
災害等により避難が必要な場合、避難支援等関係者は、避難行動要支援者を町が指定する避難所へ避難させる。
避難所は、可能な限り避難行動要支援者に配慮したスペースを確保するよう努めるとともに、必要に応じ福祉避難所又は他の福祉施設等への移送も検討するものとする。
なお、洪水による浸水、土砂災害、地震による建築物の倒壊・損壊の影響など災害の程度や状況等により避難所が使用できない場合があることも留意しておく必要がある。
- 2 避難経路
避難経路の検討にあたっては事前にハザードマップなどにより危険箇所を把握し、車いす・担架などの移動手段や所要時間も考慮するとともに、災害時においては道路の通行規制、損壊等の有無などを確認して、安全・確実な経路の選定により避難させるものとする。

第5 避難所での避難行動要支援者への対応

- 1 避難行動要支援者の引継ぎ
町は、避難支援等関係者による避難支援を受けて避難所まで避難した避難行動要支援者について、避難所の担当者等への引継の方法等をあらかじめ決めておくものとする。
- 2 避難行動要支援者の他の避難所等への移送
一時的に避難している避難所から福祉避難所又は他の福祉施設等への移送が必要な場合については、福祉避難所と事前に協議し調整を図り移送するものとする。

第4章 個別避難計画の策定

第1 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の策定

災害等が発生、又はそのおそれがあるときに避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ避難行動要支援者ひとり一人について、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、推進協力者（自治会、自主防災組織、厚真町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員）などに、避難行動要支援者と避難支援等関係者の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得ながら、ひとり一人の個別避難計画の作成内容やフォローアップ状況等について把握し、実行性のある避難支援等がなされるよう、個別避難計画の策定を進めるものとする。

- 1 町は、地域の特性や実情を踏まえ、避難行動要支援者から個別避難計画の作成に同意が得られている場合に限り、避難行動要支援者と具体的な打合せを行い、個別避難計画の作成を行う。
- 2 個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者を個別に訪問するなどして具体的な避難支援等の方法について、打ち合わせを行い作成する。
- 3 個別避難計画は、要支援者名簿情報に加え、災害時等に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意する点、避難支援の方法や避難経路、避難場所及び本人が不在で連絡が取れない時の対応などを計画しておく。
- 4 平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、連携した避難支援の具体的な支援方法等について打合せしておくよう努めるものとする。
- 5 自治会、自主防災組織、厚真町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、及び相談支援専門員等に避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せのコーディネーター（調整役）としての協力を求める。
- 6 優先度を踏まえた個別避難計画の作成
 - (1) 個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の地域における津波、洪水、土砂災害等のハザードの状況、避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や避難判断の支援の必要性、独居等の居住状態及び社会的孤立状況等に配慮して作成するものとする。
 - ア ハザードマップ上、危険な場所に居住する者
 - イ 心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等により命にかかわる者
 - ウ 家族が高齢者や障がい者であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合
 - エ 同居家族の一時的な不在や昼間独居など避難行動要支援者本人が独り残され被災する可能性がある場合
 - (2) 作成の優先度が高いと判断する避難行動要支援者は、町が支援して個別避難計画を作成し、作成の優先度が相対的に高くないと判断される避難行動要支援者の場合は、状況に応じ本人・家族や地域において防災活動を行う自治会・自主防災組織が記入する計画づくりを進めるものとする。

(3) 個別避難計画作成の優先度判定基準

個別避難計画作成の優先度判定基準				
優先度	心身の困難度	地域のハザード	係累等	作成区分
A	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定4以上 身体障害者手帳の保有2級以上 療育手帳のA基準 精神障害者保険福祉手帳の保有2級以上 難病患者 高齢者（独居又は高齢者のみの世帯） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅が浸水想定区域内 自宅が土砂災害警戒区域内 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行で避難所に行けない 避難する際に支援者がいない 	町が支援
B	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定3 身体障害者手帳の保有3級 療育手帳のB基準 精神障害者保険福祉手帳の保有3級 高齢者 妊産婦・幼児等 外国人 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅が浸水想定区域内 自宅が土砂災害警戒区域内 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行で避難所に行けない 避難する際に支援者がいない 	
C	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者 妊産婦・幼児等 外国人 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅が浸水想定区域内 自宅が土砂災害警戒区域内 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行で避難所に行けない 避難する際に支援者がいる 	
D	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者 妊産婦・幼児等 外国人 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅が浸水想定区域内 自宅が土砂災害警戒区域内 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行で避難所に行ける 	<ul style="list-style-type: none"> 本人 家族 自治会 自主防災組織
E	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者 妊産婦・幼児等 外国人 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅が浸水しない 自宅が土砂災害の危険がない 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に避難できる場所がある 	

第2 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行うため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、地域の実情を踏まえつつ、自治会、自主防災組織、民生委員等の話し合いなどで調整を行う。

この際、避難支援等の実行性を高める観点から、一人一人の避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たること。また、一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うものとする。

第3 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて更新することは避難の実効性を高めるため重要である。

個別避難計画は、災害時等に迅速かつ適切に避難を行うため、ハザードマップの見直しや更、災害時の避難方法等に変更があった場合など定期的又は適宜に情報の更新を行うものとする。また、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者は、速やかに個別避難計画を作成し、避難支援に切れ目がないように留意する。

1 更新の契機

- (1) 本人、家族からの申し出（意向、申し出、届け出）
- (2) 平常時からの訪問活動や見守り活動などを通じた更新の必要性を確信した場合
- (3) 自治会や自主防災組織を通じた点検

2 更新が必要となる事由等

- (1) 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状態等）
- (2) 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
- (3) 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手段等）

3 更新の周期

- (1) 要支援者名簿の更新と同様に毎年4月1日を基準に更新する。
- (2) 本人やその家族又は避難支援等関係者から変更の申し出等があった場合に更新する。

第4 個別避難計画情報の提供の在り方

更新を行った場合には、避難支援等関係者や避難先の施設管理者等に必要に応じて、更新された個別避難計画情報を提供するものとする。

この際、個別避難情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要な・有効な情報を提供することに留意する。

第5 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように、避難支援等関係者に説明するものとする。

第6 地区防災計画等との連携

近年の多発・激甚化する災害の教訓等から、災害が発生した際に高齢者等の避難が遅れる状況があり、その背景として高齢者等は情報を受けにくく、また、その情報に対して危機感を持ちにくい実態がある。このため、高齢者等の避難には地域ぐるみの支援が必要であり、地域コミュニティで作成する地区防災計画の役割が期待されている。

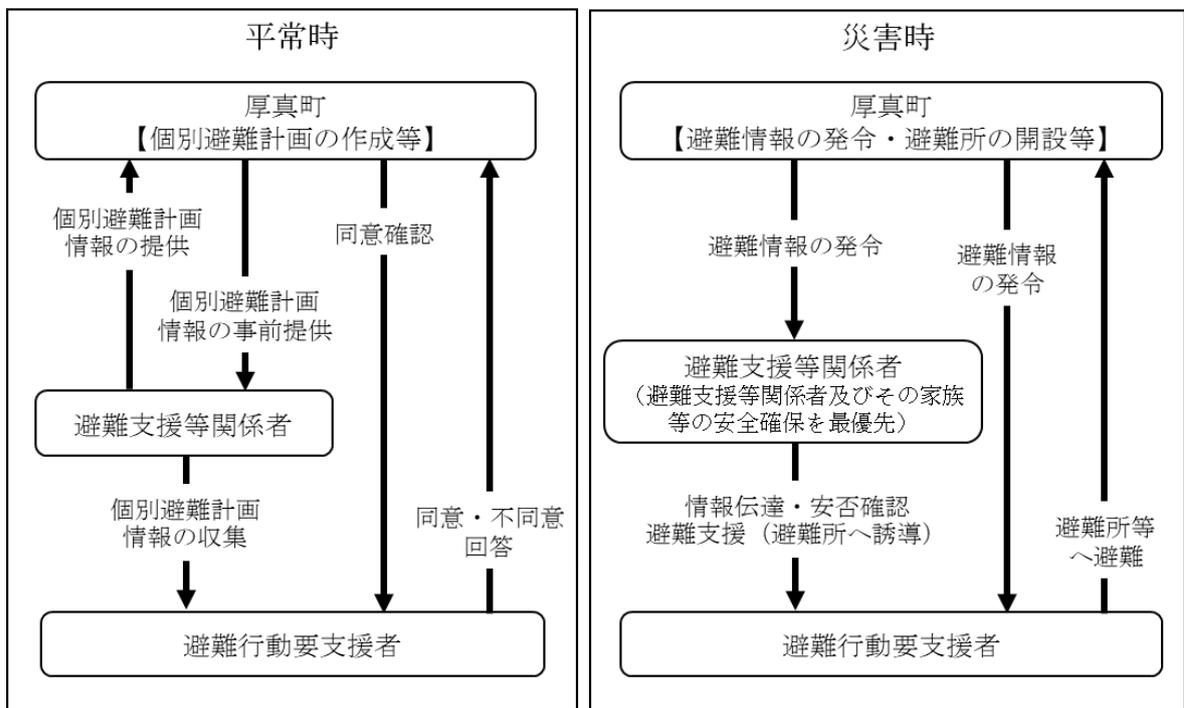
町が推進する自主防災への取組みとして、自主防災組織の設立と避難計画の策定において、災害時等に一人で避難できない、何かしら避難の支援が必要な要配慮者等（避難行動要支援者）の避難支援についても計画しており、今後、地区防災計画として厚真町地域防災計画へ避難行動要支援者への避難支援について位置付けていくように努めるものとする。

第5章 避難行動要支援者の避難支援

第1 基本的な考え方

- 1 災害が発生又は発生するおそれがある場合において、町災害対策本部が避難情報（「警戒レベル3 高齢者等避難」及び「警戒レベル4 避難指示」）を発令した際に、避難支援等関係者は、可能な範囲で、避難行動要支援者への避難情報の提供、避難支援及び安否確認を行う。
- 2 個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。このことから、作成主体である町や自治会・自主防災組織及び民生委員等個別避難計画の作成等の関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者などに対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものである。
- 3 避難支援等関係者の安全確保措置として、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、可能な範囲で地域の実情や災害の状況に応じた避難支援を行えるように十分に配慮するものとする。

第2 避難支援等関係者による避難行動要支援者への支援要領（イメージ）



第6章 避難行動支援に係る共助力の向上

第1 避難支援体制

発災時から避難生活まで、組織的な避難行動要支援者対策ができるよう連絡会議を設置して、避難支援計画や地域防災計画に盛り込む事項の検討や役割分担などを検討し、平時から決定しておく。

1 避難行動要支援者庁内連絡会議

(1) 目的

避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る作成・活用方針等及び厚真町地域防災計画に盛り込む事項等について検討・共有

(2) 担当部署

- ア 住民課福祉グループ
- イ 住民課健康推進グループ
- ウ 住民課子育て世代包括支援センター
- エ 住民課子育て支援グループ
- オ 総務課防災グループ

2 避難行動要支援者地域連絡調整会議

(1) 目的

避難支援等関係間で避難支援等に必要な情報の共有及び避難支援等に関する調整を行うことにより、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難支援と地域における共助の推進・防災力の向上を図る。

(2) 関係者等

- ア 自治会・自主防災組織
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉協議会
- エ 避難行動要支援者庁内連絡会議の各担当部署

第2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

1 要配慮者への研修等

町は要介護者、障がい者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、下記の事項について研修等を通じて促すよう努めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- (2) 個別避難計画の積極的な作成
- (3) 名簿情報や個別避難計画情報の外部提供の意義
- (4) 障がい者団体や福祉関係者等との関係作り
- (5) 家具の固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- (6) 地域の防災訓練等への参加
- (7) 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3箇所程度決める。

2 避難支援者等関係者の研修

町は地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守るとともに協力してもらえ人材を育成するよう下記の事項の研修等を実施することに努めるものとする。

- (1) 自治会・自主防災組織等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障がい者等との関わり方などの福祉や保健に関する研修
- (2) 地域の会合等における、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- (3) 個人情報漏えいを防止するための研修

第3 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくものとする。

この際、防災に関する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域に溶け込んでいくことができる環境づくりに努めるものとする。

第4 民間団体等との連携

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合においては、避難行動要支援者の生命を保護するために、要支援者名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしている。

このような場合においては、要支援者名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業などの力を借りることも有効な方策の一つであることから、町は地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ要支援者名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図るよう努めるものとする。

第5 防災訓練

- 1 防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両方の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておく。

- 2 作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用したり、障がい者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充する。

避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。

また、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人一人の防災意識を高める。

さらに、避難先への経路を避難行動要支援者本人と避難支援等実施者が実際に辿る避難訓練は、予行して避難支援上の留意点を確認することにより、個別避難計画の実効性を確保することが望ましく、避難行動要支援者本人に前向きな変化を感じさせる可能性があり、また、避難先の雰囲気や避難行動の状況を経験し、慣れることにつながる。このため、個別避難計画作成後も、避難訓練を行い計画内容の改善や避難の実効性の向上に努めるものとする。

町は、考えうる様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、消防・消防団、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら下記の事項の訓練を実施するよう努めるものとする。

- (1) 警戒レベル3高齢者等避難の発令や伝達
- (2) 避難場所への避難行動支援
- (3) 要支援者名簿や個別避難計画情報の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- (4) 発災直後の安否確認
- (5) 避難場所からの避難所等への運送等

様式集

(様式第1号)

厚真町避難行動要支援者名簿

氏名	氏名 カナ	世帯主 氏名	世帯主 カナ	生年 月日	年齢	性別	住所	方書	電話 番号	要避難支援の事由				提供 同意
										介護	障害			
											身体 障害	精神 障害	療育 手帳	
【例】 厚真 防災	アヲ ホウシ	本人		S9.3.20	88	男	表町1-2		12-3456	○				○
【例】 田舎 まつり	イカ マツリ	田舎 厚真	イカ アヲ	H10.3.3	24	女	京町100	防災パト 101	12-7890		○			×

(様式第2号)

避難行動要支援者名簿外部提供同意書

この同意書は、平常時から自治会や自主防災組織などの地域支援者に情報を提供し、災害時等において避難行動要支援者の命を守る避難支援に役立てるものです。

避難行動要支援者（あなた）は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者となる自治会・自主防災組織・近隣の住民の方などから、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【質問1】

災害時の避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、あなたの個人情報内容（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等）及び障がい名や病名などを、厚真町地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会・自主防災組織、消防、警察、厚真町社会福祉協議会等）に提供してよいですか？

私の個人情報を自治会などに、情報提供することに

同意します。 同意しません。

同意された方

↓

名簿にそのまま登録され、個人情報を地域の支援者に提供します。

↓

【質問2】

お一人ごとに避難支援を行う人や避難先を記載した個別避難計画を作成しておき、災害時に情報提供することにおき、災害時に情報提供することにおき、

同意します。 同意しません。

質問は以上です。後日、具体的なお打合せをさせていただきます。

同意されない方

↓

名簿にそのまま登録されますが、個人情報を外部に提供しません。

質問は以上です。

署名欄に、ご署名をお願いします。

署 名 欄	
署名年月日：令和4年3月13日	住所 勇払郡厚真町 表町100番地の10
氏名（本人） <p style="text-align: center;">厚 真 防 災</p>	代理人氏名 <p style="text-align: center;">厚 真 減 災 本人との関係（ 息子 ）</p>
生年月日（本人） <p style="text-align: center;">昭 和 1 5 年 5 月 5 日</p>	
災害時に自力で避難できるか確認いたします。	<input type="checkbox"/> 自力で避難できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 自力で避難できない。

※ 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

(様式第3号)

厚真町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書開催

厚真町（以下「甲」という。）と _____
 （以下「乙」という。）は、甲が保有する避難行動要支援者名簿の情報を乙に提供するにあたり、次の覚書を締結する。

(情報提供の内容)

第1条 甲が保有し、乙に提供する避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含む避難支援に必要な情報のことをいう。

(要支援者名簿情報の提供方法)

第2条 甲から乙への要支援者名簿情報の提供は、紙媒体により行うものとする。

(利用目的)

第3条 乙は提供を受けた要支援者名簿情報については、避難行動要支援者に関する避難支援活動のために使用するものとする。

(守秘義務)

第4条 乙は提供を受け、知り得た当該要支援者名簿情報の内容事項を他へ漏らしてはならない。

(名簿の取扱・管理)

第5条 乙は甲から要支援者名簿情報の提供を受けた際は、施錠可能な場所へ保管するなど、適正な管理をするものとし、要支援者名簿の更新の際は、旧名簿との差し替えを行い、旧名簿は甲へ返却するものとする。

上記、覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 厚真町京町120番地
 厚真町長 ⑩

乙 避難支援等関係者名
 住所
 代表者氏名 ⑩

(様式第4号) 表面

厚真町避難行動要支援者個別避難計画

基礎 情報	フリガナ		生年月日		性別	男・女
	氏名		血液型	A・B・AB・O型 (RH: +・-)		
	住所	勇払郡厚真町		自治会名		
	災害区分	津波・洪水・土砂災害・該当なし・その他()				
	電話番号		携帯電話			
	FAX		メールアドレス			
	家族 構成・ 同居 状況等	同居人の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (該当に <input checked="" type="checkbox"/>) ⇒ <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘	建築時期		構造	
耐震診断			有・無	家具固定	有・無	
見取り図			※寝室の位置、普段いる部屋など			
要支援 情報	要支援 事由 (該当に <input 5"="" checked="" type="checkbox/>)</td> <td colspan="/> <input type="checkbox"/> 要介護認定【3・4・5】 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳【1級・2級・3級】 <input type="checkbox"/> 療育手帳【A・B】 <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳【1級・2級・3級】 <input type="checkbox"> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている。 <input type="checkbox"/> 高齢者【独居・高齢者のみの世帯】 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> その他() </input>					
	その他 留意事項					
利用中の 福祉・ 医療機関	通所施設		電話番号			
	かかりつけ医		電話番号			
	病名					
	お薬					
家族等 緊急 連絡先	①	フリガナ	本人との 関係	電話番号		
		氏名		携帯電話		
		住所		メールアドレス		
	②	フリガナ	本人との 関係	電話番号		
		氏名		携帯電話		
		住所		メールアドレス		

裏面

避難場所		避難所	
避難時の留意事項	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> ものが見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを理解できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他 ()	避難先での留意事項	
携行品			

避難支援者	①	フリガナ		本人との関係	家族・親戚・友人・近所・その他()
		氏名		電話・携帯番号	
		住所		メールアドレス	
	②	フリガナ		本人との関係	家族・親戚・友人・近所・その他()
		氏名		電話・携帯番号	
		住所		メールアドレス	
	③	フリガナ		本人との関係	家族・親戚・友人・近所・その他()
		氏名		電話・携帯番号	
		住所		メールアドレス	

年 月 日

上記記載の内容に誤りがないことを確認しました。

また、個別避難計画の内容については、厚真町、避難支援等関係者および避難支援者で共有することに同意します。

本人氏名： _____ (印)

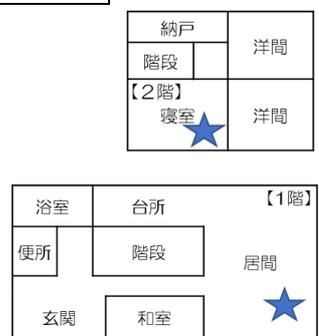
代理人氏名： _____ (印)

(本人との関係： _____)

お問合せ先 厚真町役場 総務課 防災グループ (0145-27-2481)
 住民課 福祉グループ (0145-26-7872)
 住民課 健康推進グループ (0145-26-7871)

(様式第4号) 表面

厚真町避難行動要支援者個別避難計画

基礎情報	フリガナ	アツマ ボウサイ		生年月日	昭和15年5月5日	性別	男・女	
	氏名	厚真 防災		血液型	A・B・AB・O型 (RH: 十ー)			
	住所	勇払郡厚真町 字浜厚真100番地の10			自治会名	浜厚真		
	災害区分	津波・洪水・土砂災害・該当なし・その他 ()						
	電話番号	0145-28-1234		携帯電話	070-1234-5678			
	FAX	0145-28-1234		メールアドレス	bousai@atsuma.ne.jp			
	家族構成・同居状況等	同居人の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (該当に <input checked="" type="checkbox"/>) ⇒ <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> その他 ・息子(東京都在住)、疎遠でほとんど連絡なし。 ・娘夫婦(小樽市在住)が、隔週で様子を見に来る。 ・3年前に障害者支援施設を退所後、グループホームを経て、昨年9月から一人暮らし		居住建物	建築時期	昭和63年	構造	木造2階
				耐震診断	有・無	家具固定	有・無	
				見取り図	※寝室の位置、普段いる部屋など  ・普段、大半を居間で過ごす。 ・就寝は2階の寝室			
要支援情報	要支援事由 (該当に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 要介護認定【3・4・5】 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳【1級・2級・3級】 <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳【A・B】 <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳【1級・2級・3級】 <input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている。 <input type="checkbox"/> 高齢者【独居・高齢者のみの世帯】 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	留意事項	・できるだけ、ゆっくりと分かりやすい言葉で話しかける。 ・漢字の多い書類は、理解が困難であるため、絵や図、ひらがなを使用したふりがなを活用する。						
利用中の福祉・医療機関	通所施設	000デイサービス			電話番号	0145-67-8910		
	かかりつけ医	000総合病院			電話番号	098-765-4321		
	病名	糖尿病、高血圧						
	お薬	血糖値を下げる薬00000000、血圧を下げる薬△△△△△△ (※具体的な薬の名前)						
家族等緊急連絡先	①	フリガナ	イナカ マツリ		続柄等	長女	電話番号	0134-00-000
		氏名	田舎 まつり				携帯電話	080-222-222
		住所	小樽市001番地10-1				メールアドレス	matsuri@inaka.ne.jp
	②	フリガナ	アツマ ゲンサイ		続柄等	長男	電話番号	042-111-111
		氏名	厚真 減災				携帯電話	070-000-000
		住所	東京都00市00-0				メールアドレス	gensai@atsuma.ne.jp

裏面

避難場所	高規格道路22KP 避難場所	避難所	上厚真小学校
避難時の留意事項	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> ものが見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを理解できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・歩行可能だが、体幹障害のためゆっくりとした移動に配慮が必要、また、人見知りため、面識のある近所の住民支援が良い	避難先での留意事項	・他人との接触が苦手であり、混雑した環境ではパニックになる可能性が高い。できるだけ、個室環境を用意することが望ましい。なお、同じ自治会の〇〇氏と親しく、信頼しているため、不安感が大きい場合は、〇〇氏と話をすると落ち着きを取り戻す可能性がある。
携行品	歩行時の杖（ステッキ）、常備薬（血糖値を下げる薬〇〇〇、血圧を下げる薬△△△） めがね、携帯用低周波治療器（腰痛治療）、マスク、アルコール消毒液、防寒用下着		

避難支援者	①	フリガナ	イブリ ジジヨ	本人との関係	家族・親戚・友人・ <u>近所</u> ・その他()
		氏名	胆振 自助	電話・携帯番号	090-1111-1111
		住所	浜厚真11の1	メールアドレス	jijyo@iburi.ne.jp
	②	フリガナ	ユウフツ キョウジヨ	本人との関係	家族・親戚・友人・ <u>近所</u> ・その他()
		氏名	勇弘 共助	電話・携帯番号	080-2222-2222
		住所	浜厚真22の2	メールアドレス	kyoujyo@yuufutsu.ne.jp
	③	フリガナ	サイガイ コウジヨ	本人との関係	家族・親戚・友人・ <u>近所</u> ・その他()
		氏名	災害 公助	電話・携帯番号	070-3333-3333
		住所	浜厚真33の3	メールアドレス	koujyo@saigai.ne.jp

令和4年4月1日

上記記載の内容に誤りがないことを確認しました。

また、個別避難計画の内容については、厚真町、避難支援等関係者および避難支援者で共有することに同意します。

本人氏名： 厚 真 防 災 ⑩ 

代理人氏名： _____ ⑩
 （本人との関係： _____）

お問合せ先 厚真町役場 総務課 防災グループ (0145-27-2481)
 住民課 福祉グループ (0145-26-7872)
 住民課 健康推進グループ (0145-26-7871)